

賛否分かれる

賛否が分かれた議案と討論があった議案についてお知らせします。
また、すべての議案の賛否は町議会のホームページで公開しています。

議案	採決の結果	知念富信	新垣由雄	大城勝	大宜見洋文	照屋仁士	赤嶺奈津江	浦崎みゆき	花城清文	赤嶺雅和	大城毅	宮城寛諄	上原喜代子	玉城勇	金城好春	大城真孝	宮城清政
和解及び損害賠償の決定について	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	—
平成28年度南風原町一般会計補正予算（第5号）	可決	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	—

○：賛成 ×：反対 —：宮城清政議員は議長のため採決に加わっていません

南星中体育館雨漏り工事 和解金600万円 賛成多数で可決

町は平成24年度に南星中学校体育館屋根改修工事を行った。工事完了後の平成26年8月に雨漏りが発生し、町教育委員会は当初、工事の瑕疵（欠陥）として、請負者に補修を求めた。しかし、2回目以降の漏水について教育委員会は、直接下請者に補修工事を依頼した。それでも雨漏りが止まらないことから、下請者は平成28年5月に自己の費用により、屋根全部にコーキング工事1130万円を行った。その後、町への費用請求に至る。

教育委員会は工事瑕疵を特定できなかったが、下請者へ瑕疵担保請求（補修工事）を行っていた。しかし、調停において瑕疵を特定できない場合は、発注者が補修費用を負担する必要があるとされた。裁判所より町は下請者へ600万円を支払う和解案が提示された。

【和解内容】

- ・相手方（町）は申立人（下請者）へ600万円支払う。
- ・申立人は相手方に対し、その余の請求を放棄する。
- ・両者は本調停条項に定めるほか何ら債権債務は存在しない。ただし、瑕疵担保請求を除く。

反対討論

○宮城寛諄

対処は間違いであったことは教育委員会も認めているが、再発防止策が具体的に示されていない。原因追及・再発防止のため第三者による解明が必要である。百条委員会設置も検討すべきであるため反対する。

○大城毅

元請者の責任を除外した結果生じた事件である。瑕疵担保に関する認識の甘さがあった。教育長のみならず、町長も責任の所在を明らかにすべきである。

賛成討論

○玉城勇

瑕疵担保責任の解釈の違いがあったが、両者とも雨漏りを直したいという思いがあった。教育委員会も反省をし、二度とないよう取り組みと確認した。真摯に対応し、両者が納得する結果となったため賛成する。

※一般会計補正予算（第5号）も同様の反対討論のため省略します。